

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目次

◇規則 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
◇告示 保存血液の購入価格

健康保険法による保険医の登録

国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの

解除予定の保安林

銃猟禁止区域の設定

土地改良事業の認可

//
//
//
//
//
//

土地改良事業計画の適否の決定

//
//
//
//
//

道路の位置の指定

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号の一部改正

規則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第七号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表一中第百六十三号の五を削り、第百六十三号の四の次に次の五号を加える。

百六十三の五 生産事業者登録手数料

六百円

百六十三の六 生産事業者講習手数料

千円

百六十三の七 生産事業者の登録証の書替交付手数料 二百円
 百六十三の八 生産事業者の登録証の再交付手数料 二百円
 百六十三の九 種苗証明申請手数料 証明申請一件につき、四千円に次

に掲げる額を合算した額

イ 種穂については、種子にあつ

ては一キログラムにつき七百元

として、穂木にあつては一万本

につき六百元として計算した額

ロ 苗木については、幼苗にあつ

ては一万本につき五百円として、

幼苗以外の苗木にあつては一万

本につき八百円に証明に係る事

実の確認の回数に乗じて得た額

として計算した額

附 則

この規則は、昭和四十六年二月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第七十三号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第七十七号）に基づく保険医及び保険薬剤師の使用医薬品のうち、保存血液の購入価格を次のように定め、昭和四十六年二月一日か

ら適用し、昭和四十四年三月鳥取県告示第九十七号（保存血液の購入価格について）は、昭和四十六年一月三十一日限り廃止する。

昭和四十六年一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保存血液購入価格

二〇〇〇 一、八六〇円

（注）この購入価格は、最高価格を示したもので、この価格未満の場合は

現に要した価格とする。

鳥取県告示第七十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十六年一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号 及び番号	登録の年月日
小川 隆嗣	米子市立町二丁目八〇番地	鳥齒 第二九二号	昭和四十六年 一月十四日

鳥取県告示第七十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）条第三項の第三十九規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬

劑師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国医第一五六二号	吉岡 太佑	昭和四十五年十二月 五日
" 第一五六三号	福 島 明	" 二十五日
" 第一五六五号	伊 藤 勝 朗	" 二日
" 第一五六六号	帯 刀 哲 夫	" 十八日
鳥国歯第 二九二号	小 川 隆 嗣	昭和四十六年 一月 十四日

鳥取県告示第七十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡八東町大字横地字横地土居一三(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び八東町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町大字神福字大谷山一八八の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七十八号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第十条の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第百八号)第二十五条において

準用する同規則第二十四条の規定により告示する。

昭和四十六年一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	区 域	存続期間及 び設定面積
鳥取砂丘銃 猟禁止区域	鳥取市丸山町地内国道九号丸山橋東詰めを起点とし、同点から国道九号を北東方に進み、同国道と県道湯山鳥取線の交差点に至り、同交差点から県道湯山鳥取線を北東方に進み、岩美郡福部村地内の国道九号との交差点に至り、同交差点から国道九号を東方に進み、同国道と村道湯山海士線の交差点に至り、同交差点から同村道を北東方に進み、福部村海士地内の同村道と国道九号の交差点に至り、同交差点から国道九号を北東方に進み、如來橋東詰めに至り、同橋から塩見川左岸に沿って塩見川河口まで下り、同河口から海岸線に沿って南西方に進み、千代川河口に至り、同河口から千代川右岸に沿って袋川の合流点まで進み、同合流点から袋川の右岸に沿ってさかのぼり、丸山橋起点に至る線で囲まれた一円の区域（浜坂砂丘銃猟禁止区域を除く。）	昭和四十六年一月二十九日から昭和五十三年九月三十日まで 一、〇三〇 ヘクタール

福永銃猟禁 止区域	日野郡溝口町福永水地内町道第二福永線と町道大坂添谷線との交差点を基点とし、町道大坂添谷線を北方に進み、同町道と町道溝口添谷大滝線との交差点に至り、同交差点から町道溝口添谷大滝線を南東方に進み、同町道と町道第二福永線の交差点に至り、同交差点から町道第二福永線を北西方に進み、起点に至る線で囲まれた一円の区域	昭和四十六年一月二十九日から昭和五十六年三月三十一日まで 四五ヘクタール
--------------	--	---

鳥取県告示第七十九号

羽合土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（長瀬地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十六年一月二十五日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十六年一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八十号

中山町長から申請のあつた町営土地改良（庄田地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年一月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八十一号

赤碕町長から申請のあつた町営土地改良(中村地区かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年一月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八十二号

赤碕町長から申請のあつた町営土地改良(高野地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年一月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八十三号

赤碕町長から申請のあつた町営土地改良(国実地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年一月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八十四号

北条町長から申請のあつた町営土地改良(島地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年一月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八十五号

北条町長から申請のあつた町営土地改良(米里地区かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年一月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八十六号

昭和四十五年十一月二十四日付で羽合砂丘土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(羽合浜地区かんがい排水)事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年一月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯郡羽合町大字久留九八番地四

羽合砂丘土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十七号

昭和四十五年十月二十二日付で天神野土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(住吉地区かんがい排水)事業については、審査の結果その計画を適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年一月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市上古川五二番地一

天神野土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十八号

昭和四十五年十二月十九日付けで東伯町長から申請のあつた土地改良(笠田地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年一月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十九号

昭和四十五年十一月二十四日付けで関金町長から申請のあつた土地改良(大鳥居地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年一月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十号

昭和四十五年十一月二十四日付けで関金町長から申請のあつた土地改良(今西地区かんがい排水)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年一月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十一号

昭和四十五年十一月二十四日付けで関金町長から申請のあつた土地改良(上代々地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年一月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十二号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十六年一月二十一日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十六年一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
倉吉市駄経寺七一 牧野 富雄	倉吉市駄経寺字塞ノ前四三の一部	幅員 五・〇〇メートル 延長 三二・〇〇メートル

鳥取県告示第三十九号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一十号（解の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十六年一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「鳥取県郡家警察署 八頭郡郡家町大字郡家三五二」を「鳥取県郡家警察署 八頭郡郡家町大字郡家一二〇の二」に改める。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】